

令和 7 年度第 20 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提 出 日：令和 8 年 1 月 20 日
 担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2524〕

<p>① 件 名</p> <p>公立保育所・こども園の食材料費の改定について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 本市の公立保育所及びこども園において 3 歳以上児に提供している副食（主食を除くおかず）に要する費用（以下、「賄材料費」という。）のうち、保護者が負担する費用（以下、「食材料費」という。）については、「幼児教育・保育の無償化」開始時において「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について（令和元年 6 月 27 日付内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）」で国が示した保護者負担の目安となる額を設定して以降、現在まで改定していない。 本市の賄材料費は、物価高騰を背景に年々上昇しており、国においても、食材料費を含む保育所等にかかる費用の基準（以下、「公定価格」という。）を令和 5 年度以降毎年引き上げているものの、本市では保護者の負担を抑えるため、食材料費については地方創生臨時交付金を活用し、増額改定を見送ってきたところである。 令和 7 年 4 月にも、公定価格の一部が改正され、食材料費に関する単価の増額が行われたことから、公立保育所・こども園においても食材料費の見直しが必要となっている。</p> <p>【目的】 食材価格の高騰下でも、幼児の健やかな成長に必要な栄養を確保した給食の提供を維持するため、公立保育所・こども園の食材料費の増額改定を行うもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 石巻市保育所等の食材料費の徴収に関する規則（令和元年 9 月 26 日規則第 58 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備する 2 こどもと子育て家庭を支える環境を整備する</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>令和元年 6 月 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について （内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課長通知） ※国において、食材料費の目安となる金額を公定価格の 4, 500 円に設定。 9 月 石巻市保育所等の食材料費の徴収に関する規則の制定（令和元年 10 月 1 日施行） ※現在の本市の食材料費を設定。 令和 5 年 4 月 公定価格のうち、食材料費に関する単価が 4, 700 円に引き上げ 令和 6 年 4 月 公定価格のうち、食材料費に関する単価が 4, 800 円に引き上げ 令和 7 年 4 月 公定価格のうち、食材料費に関する単価が 4, 900 円に引き上げ ※令和 5～7 年度は地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の金額を据え置き。</p>

⑤ 主な内容

■食材料費の改定

公立保育所・こども園の食材料費について、近年の物価高騰の状況を鑑み、国の公定価格のうち、食材料費に関する単価（令和7年度は4,900円）を目安として改定を行う。

なお、令和8年度から3年間は今回設定する金額にて据え置き、令和10年度に改めて食材料費の改定について検討することとする。

区分	改定後	改定前	比較
1号認定の3歳以上児	月額3,600円	月額3,000円	600円増
2号認定の3歳以上児	月額4,900円	月額4,500円	400円増
一時預かり事業対象者	一食 300円	一食 180円	120円増

※ 3歳未満児は保育料に含まれるため、今回の改定は行わない。

※ 1号認定は一月当たり20日、2号認定は一月当たり25日の提供日数。

※ 一時預かりの食材料費については、3歳未満児の利用が主であることから、3歳未満児の給食費から単価を設定。単価の設定に当たっては、「幼児教育・保育の無償化」が開始された際に国が示した給食費である7,500円（副食費4,500円＋主食費3,000円）を保育認定の場合の提供日数25日で除した金額とした（7,500円÷25日＝300円）。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

保護者負担額について、物価高騰を反映させた適正な負担となる。

【市財政への負担】

公立保育所・こども園の賄材料費に係る負担見込額

年度	賄材料費見込額	食材料費見込額 (保護者負担)	市負担見込額
令和7年度	30,934,888円	20,680,020円	10,254,868円
令和8年度	31,490,143円	22,557,900円	8,932,243円
比較(R8-R7)	555,255円	1,877,880円	△1,322,625円

※令和7年度末で閉所予定の水押、水明保育所の3歳以上児（48人）分は減算して算出。
令和8年度の賄材料費見込額は単価増加率1.8%を乗じて算出。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

近隣自治体の各区分における食材料費単価

自治体名	1号認定	2号認定	一時預かり	備考
仙台市	—	4,500円	300円	
東松島市	—	4,500円	—	
登米市	2,900円	4,500円	—	R8改定予定
大崎市	—	4,800円	500円	R7改定済
白石市	—	4,800円	350円	R7改定済
気仙沼市	—	0円	—	

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月 石巻市保育所等の食材料費の徴収に関する規則の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

2月 公立保育施設継続児説明会、新入児童説明会にて改正に係るお知らせの配布
(ホームページでも周知)

⑨ その他